

基安安発第 0914001 号

平成 17 年 9 月 14 日

都道府県労働局労働基準部安全主務課長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部

安 全 課 長

シャー（紙裁断機）による危険の防止について

シャー（紙裁断機）による危険の防止については、従来から労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）等により危険防止措置の徹底を図ってきたところであるが、先般、別添 1 に示す災害が発生したところである。

については下記事項について留意の上、管内のメーカー、設置事業場に対し、引き続き労働安全衛生法等に基づく危険防止措置の徹底を指導されたい。

なお、別紙の関係事業者団体等に対し、別添 2 のとおり周知について要請したので了知されたい。

記

1. プレス機械又はシャーの安全装置構造規格（以下「構造規格」という。）第 1 条第 1 号において、プレス機械又はシャーの安全装置の機能は、スライド又は刃物若しくは押さえの作動中に身体の一部が危険限界に入るおそれが生じないこととされているところであり、シャー（紙裁断機）にあつては、刃物とともに紙押さえについて、構造規格に定める機能を有する必要があること。
2. 1 の安全装置にあつては、型式検定を受けたものであること。

別添 1

災害事例

- (1) 発生状況 印刷製本工場において、手帳の製本裁断の際に、裁断機に紙束をセットしているとき、誤って紙押さえ櫛のペダルを踏み、指が挟まれて骨折したもの。
- (2) 原因 当該紙裁断機の安全装置は、刃物に対しては対応していたものの、紙押さえについては対応していなかったもの。

別添 2

基安安発第 0914002 号

平成 17 年 9 月 14 日

別紙の関係事業者団体等 殿

厚生労働省労働基準局

安全衛生部安全課長

シャー（紙裁断機）による危険の防止について

日頃から労働安全衛生行政の推進に格段の御理解・御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、シャー（紙裁断機）による危険の防止については、従来から労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）等により危険防止措置の徹底を図ってきたところですが、先般、別添に示す災害が発生していることに鑑み、危険防止対策の一層の推進を図ることといたしました。

つきましては、貴団体におかれましては、この趣旨をご理解いただき、傘下会員事業場等に対する法令等に基づく措置の周知、実態の把握、法令遵守のための指導援助等の取組みにより、特に下記事項についての周知徹底にご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1 プレス機械又はシャーの安全装置構造規格（以下「構造規格」という。）第 1 条第 1 号において、プレス機械又はシャーの安全装置の機能は、スライド又は刃物若しくは押さえの作動中に身体の一部が危険限界に入るおそれが生じないこととされているところであり、シャー（紙裁断機）にあつては、刃物とともに紙押さえについて、構造規格に定める機能を有する必要があること。

2 1 の安全装置にあつては、以下に留意する必要があること。

(1) 安全装置は構造規格を具備しなければ、譲渡、貸与又は設置をすることができないこと。

当該安全装置を製造し、又は輸入した者は、厚生労働大臣の登録を受けた者である登録型式検定機関が行う当該安全装置の型式についての検定（以下「型式検定」という。）を受けなければならないこと。

なお、外国において当該安全装置を製造した者（以下「外国製造者」という。）にあつては、①当該安全装置を本邦に輸出しようとするとき又は②当該安全装置を外国製造者以外の者が輸入した場合において、これらの者について型式検定が行われること

を希望しないときは、自ら型式検定を受けることができるものであること。

- (2) 型式検定を受けた者は、当該型式検定に合格した型式の安全装置を本邦において製造し、又は本邦に輸入したときは、型式検定に合格した型式の安全装置である旨の表示を付さなければならないこと、型式検定に合格した型式の安全装置を本邦に輸入した者（当該型式検定を受けた者以外の者に限る。）についても同様であること。

型式検定に合格した型式の安全装置以外のものには、上記の表示を付し、又はこれと紛らわしい表示をしてはならないこと。

- (3) 上記安全装置で上記(2)の表示が付されていないものは、使用してはならないこと。

別紙

1 安全衛生団体（1）

（社）産業安全技術協会

2 業界団体等（2）

社団法人日本印刷産業機械工業会

印刷機材輸入協議会

全日本製本工業組合連合会

印刷工業会

全日本印刷工業組合連合会

（社）日本グラフィックサービス工業会